令和2年度

登録消火設備基幹技能者 講習会案内

講 習 日 令和2年10月23日(金) • 24日(土)

講習会場 大阪 新梅田研修センター

詳細案内 令和2年4月1日からホームページ掲載

ከ- ከተከ : //www.sskk-net.or.jp/





発行:登録消火設備基幹技能者講義•試験委員会

(一社)消防施設工事協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目5番6号 スマイルビル 2F

TEL: 03-3288-0352 FAX: 03-3288-0362

取得講習会について

本「登録消火設備基幹技能者」講習は建設業法施行規則第18条の3の6に基づき、「登録消火設備基幹技能者」の認定評価を行うための講習会です。

本講習の合格者には、建設業法第27条の23第3項経営事項審査の項目及び基準を定める件(国土交通省告示第85号基幹技能者関係)による技術職員として3点の加点となる「登録消火設備基幹技能者」を認定します。

登録消火設備基幹技能者の職務

登録消火設備基幹技能者には次のような役割が期待され、消火設備工事に携わる技能者の 最高の資格者として位置付けています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案・指導・調整
- ② 効率的な作業手順・作業方法の構成及び指示
- ③ 施工に関する一般技能者への指示・指導・統率
- ④ 前工程・後工程に配慮した他業種基幹技能者との連絡・調整
- ⑤ 品質・施工・安全・原価管理等の施工管理
- ⑥ 技能者の適正配置による効率化
- ⑦ その他技術者との連絡・調整

受講資格

条件は、①は必須であり、②はいずれか一つを取得していること。

- ① 消火設備工事の実務経験が10年以上、そのうち職長としての実務経験が3年以上であること。
- ② 消防設備士の資格が甲種・乙種1,2,3類及び第1種点検資格者の何れかを取得しているか、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)を取得していること。

必要証明書類

受講資格条件を満たす証明として、次の書類を添付する。

- ① 実務経験については、事業主が証明した実務経験証明書、受講者が事業主の場合は、 記載事項に相違ない旨の誓約書(署名、捺印)が必要。
- ② 消防設備士免状、第1種消防設備点検資格者免状または建設マスターの写しが必要。
- ③ 職長経験については、同実務経験証明書と労働安全衛生法第60条による職長教育修了証の写しを添付する。

平成18年3月以前の職長修了証につきましては、安全衛生責任者・リスクアセスメント 教育が必要となります。未受講の方は追加受講が必要となります。

講習会の開催地

会場新梅田研修センター (大阪)住所大阪市福島区福島6-22-20電話06-4796-3371

開催 日

令和2年10月23日(金)、24日(土)の2日間です。

受付期間

令和2年5月7日(木)から7月25日(土)消印までとし、会場の都合により定員となり次第 締切りとさせて頂きます。

受 講 料

30,000円(消費税別)

- ① 受講料には、受講費、教材費、その他の関係費が含まれています。
- ② 申込み受付後の受講料は、原則として返却いたしません。
- ③ 受講料の領収書は郵便局の「払込受領証」または、取扱金融機関等の「振込受領証」を もって代えさせて頂きます。